

元林整治第112号
令和元年6月11日

各都道府県知事 殿
(治山事業山地災害 御担当者様)

林野庁長官

林野に係る山地災害等の未然防止について

中央防災会議会長から農林水産大臣宛てに別添のとおり「梅雨期及び台風期における防災態勢の強化について」の通知がありました。

貴職におかれでは、別紙事項に留意の上、林野に係る山地災害等の未然防止についての住民への周知徹底、特に人命被害の未然防止に万全を期すようお願いします。

担当：治山課 災害調整班

TEL：03-3501-4756

別紙

山地災害等の未然防止に係る留意事項

1 山地災害危険地区、防災施設等の点検整備等について

(1) 山地災害危険地区等の災害発生のおそれのある箇所等については、現況を十分把握するため、関係機関との緊密な連携の下に、巡視・点検を徹底するとともに、これら危険箇所等の関係住民等への周知等適切な措置を講ずることとする。

特に、昨年は、平成30年7月豪雨等の集中豪雨や、平成30年北海道胆振東部地震、相次ぐ台風に伴う暴風雨などにより各地で甚大な被害が発生したところであり、被害箇所における今後の降雨等による再度災害を未然に防止するため、林地の荒廃状況及び渓流における不安定土砂の堆積状況等の現況把握を行い、監視・観測体制の整備等の措置を講ずることとする。

また、要配慮者利用施設に隣接した林地については、過去に当該施設が被災した例があることなどを踏まえて、巡視・点検を徹底すること。

さらに、台風災害等により風倒木被害が発生した箇所については、労働安全の周知を徹底するとともに、早期に風倒木の伐採・搬出等を行うなど、再度災害の未然防止の措置を講ずることとする。

(2) 林地荒廃防止施設及び地すべり防止施設並びに林道については、次の事項について巡視・点検を行い、異常が認められた場合には応急工事を含め必要な措置を講ずることとする。

なお、林道のトンネル坑口部及び落石防止施設が設置されている箇所については、降雨等による落石の危険性を十分把握し、必要に応じ施設の追加設置・修繕、通行止等適切な措置を講ずることとする。

ア 渓間工については、基礎部の洗掘、水衝部及び袖部の浸食、堤体の亀裂、土石・流木の異常堆積等

イ 土留、水路、編柵等については、施設の破損、法面土砂の流出等

ウ 集水井、集排水孔、アンカー等の地すべり防止施設については、施設の破損、施設周辺のクラックの発生等

エ 防潮護岸、防潮堤、人工砂丘等については、基礎部の洗掘、堤体の沈下や亀裂等

オ なだれ防止柵については、基礎部の洗掘、柵の破損等

カ 集排水施設（側溝、側きょ等）については、閉そく等

キ 林道の路側等については、基礎部の先掘、破損等

(3) 伐採跡地、素材の集積場等については、出水時に末木枝条、素材等が流出し、下流の人家・公共施設、農地等に被害を及ぼすことのないよう点検を行い、木材の流出防止等必要な措置を講ずることとする。

2 災害発生に備えた警戒・避難体制の整備について

山地災害発生時における迅速な対応のため、山地災害危険地区を周知徹底するとともに、地域ごとに地元市町村等の関係機関と連携しながら、災害発生時の対応マニュアルの整備を進めることとする。

また、当該マニュアルの活用等により、地元市町村等の関係機関と密接に連携しつつ、災害を想定した応急対策や住民等の避難の訓練を実施するなど、山地災害発生に備えた警戒・避難体制の整備に寄与するよう努めることとする。

さらに、「山地災害防止キャンペーン」の取組等も活用して、災害発生時の早期避難のため住民が適時的確な避難行動を判断できるよう周知徹底を図ることとする。

なお、内閣府が公表している「避難勧告等に関するガイドライン」において、市町村が発表する避難勧告等の発令対象区域として、山地災害危険地区を確認することとされているので申し添える。

3 災害が発生した場合の措置

林野に係る山地災害等が発生した場合には、地元市町村等の関係機関とも十分に連携し、迅速に被害状況等を把握の上、その内容を速やかに林野庁に報告することとする。

また、必要に応じ応急対策を実施するなど、再度災害防止に向けて早期の復旧工事の実施に努めることとする。

4 森林土木工事等における安全確保について

森林土木工事等を実施中の請負事業体に対して、工事現場周辺及び渓流上部の地形状況等について安全点検の実施を指導するとともに、土石流の到達するおそれのある工事現場等においては、雨量計等の点検整備及び緊急時における避難等を想定した訓練や、気象情報等に留意しつつ警戒監視を行うなど万全の安全対策を講じるよう指導することとする。